

クラヴマガ・ジャパン 約款（市ヶ谷・渋谷スタジオ）

第1条【本約款の定義】

本約款はクラヴマガ・ジャパン株式会社（以下、会社という）と会社の提供するクラヴマガのトレーニングの受講者（以下、メンバーという）との間で締結される契約関係について定めるものです。

第2条【所在地と施設】

会社はメンバーにクラヴマガのトレーニングを提供する場所は、市ヶ谷トレーニングセンター・渋谷スタジオ（以下、スタジオという）とし、所在地は東京都千代田区九段南4-3-13 麴町秀永ビルB1F・東京都渋谷区神山町11-15 神山フォレスト2Fとします。

第3条【目的】

会社はメンバーに対し、メンバーの護身テクニックの取得ならびに心身の健康増進、メンバー相互の親睦を図るとともに、安全で明るい社会づくりに寄与することを目的として、クラヴマガのトレーニングを提供します。

第4条【資格】

メンバーは次の各号に該当する方とします。

- （1）日本在住の方。
- （2）心身ともに健康に異常が無い方。伝染病に感染していない方。
- （3）妊娠されていない方
- （4）暴力団等の反社会的組織に関連、関係の無い方。
- （5）犯罪歴のない方。
- （6）第3条に定める目的を理解するとともに、目的にそぐわない用途に対して護身テクニックを使用しない方。

第5条【会社の役割】

会社はメンバーに対し、クラヴマガのトレーニング、及びそれに関連するサービスを提供します。また、サービス提供に必要な諸般の運営管理業務を行います。

第6条【加入申込手続き】

- （1）会社によって提供されるクラヴマガのトレーニングの受講を希望する者は、会社の定める加入申込手続きを行い、会社の承諾を得たうえで、加入費用(入会金及び諸費用)を支払うものとします。
- （2）メンバーは、前項の加入申込手続時に、会社が指定するスポーツ保険（以下、本件保険という）に加入するものとします。

第7条【入会金】

入会金は会社が別に定める金額とします。

第8条【月額費用等】

メンバーは会社が別に定める金額の月額費用、保険費用を支払うものとします。

第9条【月額費用の変更】

会社は諸般の事情等により月額費用を変更することができます。

第10条【月額費用等の返還】

一旦納入された入会金及び月額費用はいかなる場合においても返還されることはありません。

第11条【譲渡】

メンバーの資格（以下、メンバーシップという）は、これを他に譲渡できないものとします。

第12条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

第13条【退会】

メンバーが、本約款に定める契約の解約を希望する場合は、会社が定める手続きを経て退会するものとします。また、メンバーが月額費用等を3ヶ月以上滞納した場合、会社は催告なしに退会扱いにできるものとします。その場合でも滞納分については全額会社に支払うものとします。

第14条【再加入】

退会したメンバーも、第6条に定めに沿って再度入会することができるものとします。この場合は入会金の代わりに再加入費用を支払うものとします。

第15条【メンバーシップの除名】

メンバーが次の各号の1つに該当した場合、会社はそのメンバーを、メンバーシップから除名とすることができるものとします。なお、メンバーシップを除名された場合、将来にわたってメンバーシップの復帰は認められません。

- （1）会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した場合
- （2）第6条1項の加入申込に際して虚偽の申告をした場合
- （3）本約款、別途定める細則、その他会社が定めた事項に違反した場合
- （4）会社の施設・設備等を故意に破壊した場合
- （5）月額費用等、会社に対する債務の支払いを3ヶ月以上滞納し、会社からの催告に応じない場合
- （6）その他会社がトレーニング提供業務の運営上、ふさわしくないと判断する行為をした場合

第16条【メンバーシップの喪失】

次の場合、メンバーはメンバーシップを喪失するものとします。

- （1）死亡
- （2）退会
- （3）除名

第17条【割引制度】

- （1）満23歳以下のメンバーは、U23割を受けることができるものとします。ただし、U23割は、24歳となる誕生日まで適用されます。
- （2）会社が認める法執行機関のメンバーは、LE割引を受けることができるものとします。

第18条【変更事項の届出】

メンバーは住所、連絡先（メールアドレスを含みます）およびその他申込時の提出書類に記載した事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出ることとします。会社はメンバーへの通知を、届出のあった最新の住所・連絡先へ行い、会社は以後の責を負わないものとします。

第19条【休業日】

会社は年末年始休業日、夏期休業日を設けるものとします。但し、会社は必要に応じて、別に休業日を設けることができるものとします。休業日を設けたことにより休講が発生したとしても、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第20条【施設等の変更】

- （1）会社は必要に応じて予告なくスタジオの所在地及び施設の変更を行うことができるものとします。
- （2）会社は合理的理由が認められる場合には、予告なくトレーニングの日程を変更することができるものとします。

第21条【休講】

会社は次の場合、トレーニングを休講することができるものとします。

- （1）合理的理由により、スタジオを開場できないとき
- （2）その他やむをえない事由が生じたとき

本条（1）、（2）項による事由によりトレーニングが休講された場合は、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第22条【写真等の撮影と使用权】

会社および会社の承諾を得た者（新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等を含みます）は、必要に応じてトレーニングの風景などを撮影できるものとします。また、それら写真、映像、音声などの使用权は会社または会社の承諾を得た者に専属し、会社の対外的なPR等の目的で使用され得るものとして、メンバーは予め当該使用につき承諾をしているものとします。

第23条【衛生管理】

メンバーはトレーニングの参加にあたり、身につける衣服、靴は常に洗濯済みの清潔なものを着用するとともに、体臭（汗によるもの、香水等によるものいずれも含みます）等にも細心の注意を払い、清潔の維持に努めるものとします。会社は、メンバーの衛生管理について、指導スタッフや他のメンバー等からの指摘があった場合、メンバーに対して衛生管理についての是正勧告ができるものとし、メンバーが勧告に応じない場合は、メンバーシップの一時停止、除名ができるものとします。

第24条【指導の禁止】

メンバーは、会社が認定するインストラクターの資格を取得しない限り、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニック等のノウハウを、営利、非営利問わず、第三者に対して提供、指導することができないものとし、これに違反した場合には会社に対し損害賠償責任を負うものとします。

第25条【類似団体・競合する団体への協力の禁止】

メンバーは会社からの書面による承諾を取得しない限り、クラヴマガの名称、またはそれに類する名称を名乗って護身術等の指導を提供する団体に対し、その理由のいかんを問わず、協力活動、または協りに類する活動を行うことはできないものとします。

第26条【損害賠償】

- （1）トレーニングに際して発生した人的・物的事故、傷病、その他の事故について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフは、その故意又は重過失によるものを除き、会社がメンバーに対し負う損害賠償の責任額は、本件保険により補償される範囲を上限とします。
- （2）盗難、紛失について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフの責めに帰すべき事由がある場合を除き、メンバーが会社に対して物品を寄託したか否かを問わず、会社はメンバーに対し一切の責任を負わないものとします。
- （3）メンバーは会社の提供するトレーニングに参加中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければなりません。
- （4）メンバーは、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニックを実際に使用する場合には、当該護身テクニックが適正に使用されない場合には第三者の身体を毀損する等の危険があることを十分に理解し、適法性が認められる範囲内でのみこれを使用すべきことを会社が厳格に指導していることを十分に理解し、決して不適切な使用をしないことを確約するものとします。

第27条【細則等】

本約款に定めのない事項並びに業務上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じ会社がこれを定めるものとします。

第28条【発行と改正】

本約款は平成17年4月1日に発行し、平成18年3月1日及び平成27年3月12日、平成31年4月1日、令和2年1月18日、令和2年4月1日、令和3年9月1日、令和4年4月1日、令和5年8月1日に改正、施行します。本約款の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全てのメンバーに及ぶものとします。

細 則（市ヶ谷・渋谷スタジオ）

第1条【年齢制限】

メンバーの年齢は、次の通りとします。

- (1) 年齢は、18歳以上とします。
- (2) 未成年者が加入申込する場合は、保護者の同意が必要となります。

第2条【入会金・月額費用】

クラヴマガ・ジャパン約款（市ヶ谷/渋谷スタジオ）第7条（以下、約款という）に定める入会金、約款第8条に定める月額費用は次の通りとします。

費用には、消費税を含みます。

入会金 11,000円(2名以上での同時加入の場合は、1名あたり5,500円)

再加入費用 6,600円

月額費用

(A) ライト会員	月額13,200円	(U23割・LE割適用	月額10,560円)
(B) レギュラー会員	月額16,500円	(U23割・LE割適用	月額13,200円)
(C) プレミア会員	月額20,500円	(U23割・LE割適用	月額16,500円)
(D) Day Time会員	月額12,100円	(U23割・LE割適用	月額 9,860円)
(E) 週1スタンダード会員	月額11,000円	(U23割・LE割適用	月額 8,800円)

第3条【コース】

メンバーは、(A)～(E)のコースのいずれかを選択します。

- (A) ライト会員
1ヵ月に5回、市ヶ谷、渋谷、名古屋、大阪なんばスタジオでトレーニングに参加できるコース。同一レベル（または下位レベル）のトレーニングであれば参加が可能。出席枠は毎月1日に発生し、翌月末迄有効。
- (B) レギュラー会員
1ヵ月に10回、市ヶ谷、渋谷、名古屋、大阪なんばスタジオでトレーニングに参加できるコース。同一レベル（または下位レベル）のトレーニングであれば参加が可能。出席枠は毎月1日に発生し、翌月末迄有効。
- (C) プレミア会員
市ヶ谷、渋谷、名古屋、大阪なんばスタジオでトレーニングに参加できるコース。同一レベル（または下位レベル）のトレーニングであればすべてのクラスに回数無制限でクラス参加が可能。
- (D) Day Time会員
市ヶ谷、渋谷スタジオで開催される平日昼の部のクラスに参加可能。
- (E) 週1スタンダード会員
1週間に1回、トレーニングに参加できるコース。参加できる曜日と時間は固定。募集は終了となっている。

第4条【コースの変更】

- (1) コースの変更は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) コース変更手数料として、メンバーは1,100円を支払います。ただし、グレードを上げる場合は、変更手数料を免除とします。
- (3) メンバーが毎月10日までにを行ったコースの変更申込は、翌月の1日から適用されるものとします。
ただし、メンバーシップのグレードを上げる場合は即日、および希望日での取扱が可能です。

第5条【月額費用の支払い】

- (1) 月額費用は前払いとし、支払方法は預金口座振替とします。
- (2) いかなる場合においても、支払われた月額費用を返還することは致しません。
- (3) 月額費用の支払いが連続して3ヶ月にわたってできなかった場合は、約款第15条に従って退会扱いとなります。
- (4) 退会時点で月額費用等の滞納分がある場合、これを速やかに支払うものとします。
- (5) 滞納分の支払について、会社からの催告に応じない場合は、約款第15条に従ってメンバーシップを除名し、再び加入することは出来ません。

第6条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

- (1) 約款第12条に定めるメンバーシップの一時休止は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った一時休止の申込は、翌月の1日から適用されるものとします。
- (3) 一時休止が適用されている期間は、維持・管理、各種事務連絡費用として 月額1,100円を支払うものとします。
費用には消費税を含みます。
- (4) メンバーがメンバーシップの一時休止の解除を希望する場合、申込当月から適用されます。
- (5) 手続きはメールや電話では受付できません。必ず市ヶ谷トレーニングセンターか事務局へ所定の用紙の提出、および電子申請にて手続きするものとします。

第7条【退会手続き】

- (1) 約款第13条に定める退会は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った解約の申し出は、翌月の1日から適用されるものとします。
- (3) 手続きはメールや電話では受付できません。必ず市ヶ谷トレーニングセンターか事務局へ所定の用紙の提出、および電子申請にて手続きするものとします。

第8条【改正】

本細則は、令和6年2月1日に改正、施行します。本細則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。

クラヴマガ・ジャパン 約款（名古屋スタジオ）

第1条【本約款の定義】

本約款はクラヴマガ・ジャパン株式会社（以下、会社という）と会社の提供するクラヴマガのトレーニングの受講者（以下、メンバーという）との間で締結される契約関係について定めるものです。

第2条【所在地と施設】

会社がメンバーにクラヴマガのトレーニングを提供する場所は、名古屋スタジオ（以下、スタジオという）とし、所在地は名古屋市中村区椿町8-3 丸一駅西ビル5F、4Fとします。

第3条【目的】

会社はメンバーに対し、メンバーの護身テクニックの取得ならびに心身の健康増進、メンバー相互の親睦を図るとともに、安全で明るい社会づくりに寄与することを目的として、クラヴマガのトレーニングを提供します。

第4条【資格】

メンバーは次の各号に該当する方とします。

- （1）日本在住の方。
- （2）心身ともに健康に異常が無い方。伝染病に感染していない方。
- （3）妊娠されていない方
- （4）暴力団等の反社会的組織に関連、関係の無い方。
- （5）犯罪歴のない方。
- （6）第3条に定める目的を理解するとともに、目的にそぐわない用途に対して護身テクニックを使用しない方。

第5条【会社の役割】

会社はメンバーに対し、クラヴマガのトレーニング、及びそれに関連するサービスを提供します。また、サービス提供に必要な諸般の運営管理業務を行います。

第6条【加入申込手続き】

- （1）会社によって提供されるクラヴマガのトレーニングの受講を希望する者は、会社の定める加入申込手続きを行い、会社の承諾を得たうえで、加入費用(入会金及び諸費用)を支払うものとします。
- （2）メンバーは、前項の加入申込手続時に、会社が指定するスポーツ保険（以下、本件保険という）に加入するものとします。

第7条【入会金】

入会金は会社が別に定める金額とします。

第8条【月額費用等】

メンバーは会社が別に定める金額の月額費用、保険費用を支払うものとします。

第9条【月額費用の変更】

会社は諸般の事情等により月額費用を変更することができます。

第10条【月額費用等の返還】

一旦納入された入会金及び月額費用はいかなる場合においても返還されることはありません。

第11条【譲渡】

メンバーの資格（以下、メンバーシップという）は、これを他に譲渡できないものとします。

第12条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

第13条【退会】

メンバーが、本約款に定める契約の解約を希望する場合は、会社が定める手続きを経て退会するものとします。
また、メンバーが月額費用等を3ヶ月以上滞納した場合、会社は催告なしに退会扱いにできるものとします。その場合でも滞納分については全額会社に支払うものとします。

第14条【再加入】

退会したメンバーも、第6条に定めに沿って再度入会することができるものとします。この場合は入会金の代わりに再加入費用を支払うものとします。

第15条【メンバーシップの除名】

メンバーが次の各号の1つに該当した場合、会社はそのメンバーを、メンバーシップから除名とすることができるものとします。なお、メンバーシップを除名された場合、将来にわたってメンバーシップの復帰は認められません。

- （1）会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した場合
- （2）第6条1項の加入申込に際して虚偽の申告をした場合
- （3）本約款、別途定める細則、その他会社が定めた事項に違反した場合
- （4）会社の施設・設備等を故意に破壊した場合
- （5）月額費用等、会社に対する債務の支払いを3ヶ月以上滞納し、会社からの催告に応じない場合
- （6）その他会社がトレーニング提供業務の運営上、ふさわしくないと判断した行為をした場合

第16条【メンバーシップの喪失】

次の場合、メンバーはメンバーシップを喪失するものとします。

- （1）死亡
- （2）退会
- （3）除名

第17条【変更事項の届出】

メンバーは住所、連絡先（メールアドレスを含みます）およびその他申込時の提出書類に記載した事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出ることとします。会社はメンバーへの通知を、届出のあった最新の住所・連絡先へ行い、会社は以後の責を負わないものとします。

第18条【割引制度】

満23歳以下のメンバーは、U23割を受けることができますものとします。ただし、U23割は、24歳となる誕生日まで適用されます。

第19条【休業日】

会社は年末年始休業日、お盆休業日を設けるものとします。但し、会社は必要に応じて別に、休業日を設けることができるものとします。休業日を設けたことにより休講が発生したとしても、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第20条【施設等の変更】

- (1)会社は必要に応じて予告なくスタジオの所在地及び施設の変更を行うことができるものとします。
- (2)会社は合理的理由が認められる場合には、予告なくトレーニングの日程を変更することができるものとします。

第21条【休講】

会社は次の場合、トレーニングを休講することができるものとします。

- （1）合理的理由により、スタジオを開場できないとき
- （2）その他やむをえない事由が生じたとき

本条（1）、（2）項による事由によりトレーニングが休講された場合は、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第22条【写真等の撮影と使用权】

会社および会社の承諾を得た者（新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等を含みます）は、必要に応じてトレーニングの風景などを撮影できるものとします。また、それら写真、映像、音声などの使用权は会社または会社の承諾を得た者に専属し、会社の対外的なPR等の目的で使用され得るものとして、メンバーは予め当該使用につき承諾をしているものとします。

第23条【衛生管理】

メンバーはトレーニングの参加にあたり、身につける衣服、靴は常に洗濯済みの清潔なものを着用するとともに、体臭（汗によるもの、香水等によるものいずれも含みます）等にも細心の注意を払い、清潔の維持に努めるものとします。会社は、メンバーの衛生管理について、指導スタッフや他のメンバー等からの指摘があった場合、メンバーに対して衛生管理については是正勧告ができるものとし、メンバーが勧告に応じない場合は、メンバーシップの一時停止、除名ができるものとします。

第24条【指導の禁止】

メンバーは、会社が認定するインストラクターの資格を取得しない限り、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニック等のノウハウを、営利、非営利問わず、第三者に対して提供、指導することができないものとし、これに違反した場合には会社に対し損害賠償責任を負うものとします。

第25条【類似団体・競合する団体への協力の禁止】

メンバーは会社からの書面による承諾を取得しない限り、クラヴマガの名称、またはそれに類する名称を名乗って護身術等の指導を提供する団体に対し、その理由のいかなを問わず、協力活動、または協力に類する活動を行うことはできないものとします。

第26条【損害賠償】

- （1）トレーニングに際して発生した人的・物的事故、傷病、その他の事故について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフは、その故意又は重過失によるものを除き、会社がメンバーに対し負う損害賠償の責任額は、本件保険により補償される範囲を上限とします。
- （2）盗難、紛失について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフの責めに帰すべき事由がある場合を除き、メンバーが会社に対して物品を寄託したか否かを問わず、会社はメンバーに対し一切の責任を負わないものとします。
- （3）メンバーは会社の提供するトレーニングに参加中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければなりません。
- （4）メンバーは、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニックを実際に使用する場合には、当該護身テクニックが適正に使用されない場合には第三者の身体を毀損する等の危険があることを十分に理解し、適法性が認められる範囲内でのみこれを使用すべきことを会社が厳格に指導していることを十分に理解し、決して不適切な使用をしないことを確約するものとします。

第27条【細則等】

本約款に定めのない事項並びに業務上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じ会社がこれを定めるものとします。

第28条【発行と改正】

本約款は平成17年4月1日に発行し、平成18年3月1日及び平成27年3月12日、令和6年12月1日に改正、施行します。本約款の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全てのメンバーに及ぶものとします。

細 則（名古屋スタジオ）

第1条【年齢制限】

メンバーの年齢は、次の通りとします。

- (1) 年齢は、18歳以上とします。
- (2) 会社が認める場合は18歳未満でも加入できる場合がありますが、未成年者が加入申込する場合は、保護者の同意が必要となります。

第2条【入会金・月額費用】

約款第7条 入会金、約款第8条 月額費用は次の通りとします。費用には、消費税を含みます。

入会金 11,000円(2名以上での同時加入の場合は、1名あたり5,500円)

月額費用

- | | | | |
|--------------|------------|----------|------------|
| (A) ライトコース | 月額 11,000円 | (U23割適用) | 月額8,800円) |
| (B) レギュラーコース | 月額 13,750円 | (U23割適用) | 月額11,000円) |
| (C) プレミアコース | 月額 17,050円 | (U23割適用) | 月額13,640円) |

第3条【コース】

メンバーは、(A) ～ (C) のコースのいずれかを選択します。

- (A) ライトコース
月5回のクラス参加が可能なクラス。
- (B) レギュラーコース
月10回のクラス参加が可能なクラス。
- (C) プレミアコース
所属レベル以下のクラスが放題。

第4条【コースの変更】

- (1) コースの変更は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) コース変更手数料として、メンバーは1,100円を支払います。
- (3) メンバーが毎月10日までにを行ったコースの変更申込は、翌月の1日から適用されるものとします。
ただし、メンバーシップのグレードを上げる場合は即日以降の取扱が可能です。

第5条【月額費用の支払い】

- (1) 月額費用は前払いとし、支払方法は預金口座振替とします。
- (2) いかなる場合においても、支払われた月額費用を返還することは致しません。
- (3) 月額費用の支払いが連続して3ヶ月にわたってできなかった場合は、約款第13条に従って退会扱いとなります。
- (4) 退会時点で月額費用等の滞納分がある場合、これを速やかに支払うものとします。
- (5) 滞納分の支払について、会社からの催告に応じない場合は、約款第15条に従ってメンバーシップを除名し、再び加入することは出来ません。

第6条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

- (1) メンバーが毎月10日までにを行った一時休止の申込は、翌月の1日からできるものとします。
- (2) 一時休止が適用されている期間は、維持・管理、各種事務連絡費用として 月額1,100円を支払うものとします。
費用には消費税を含みます。
- (3) メンバーがメンバーシップの一時休止の解除を希望する場合、申込当月から適用されるものとします。
- (4) お手続きはメールまたは電話で申し出、郵送される書類に必要事項を記入し返送、および電子申請にて手続きするものとします。

第7条【退会手続き】

- (1) 約款第13条に定める退会は、所定の用紙によって申し出るものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った解約の申し出は、翌月の1日から適用されます。
- (3) お手続きはメールまたは電話で受付後、郵送される書類に必要事項を記入し返送、および電子申請にて手続きするものとします。

第8条【改正】

本細則は、令和6年12月1日に改正、施行します。本細則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。

クラヴマガ・ジャパン 約款（大阪なんばスタジオ）

第1条【本約款の定義】

本約款はクラヴマガ・ジャパン株式会社（以下、会社という）と会社の提供するクラヴマガのトレーニングの受講者（以下、メンバーという）との間で締結される契約関係について定めるものです。

第2条【所在地と施設】

会社がメンバーにクラヴマガのトレーニングを提供する場所は、大阪なんばスタジオ（以下、スタジオという）とし、所在地は大阪市浪速区難波中1-18-8 なんばカルチャービル4F（なんばカルチャースタジオ内）とします。

第3条【目的】

会社はメンバーに対し、メンバーの護身テクニックの取得ならびに心身の健康増進、メンバー相互の親睦を図るとともに、安全で明るい社会づくりに寄与することを目的として、クラヴマガのトレーニングを提供します。

第4条【資格】

メンバーは次の各号に該当する方とします。

- （1）日本在住の方。
- （2）心身ともに健康に異常が無い方。伝染病に感染していない方。
- （3）妊娠されていない方
- （4）暴力団等の反社会的組織に関連、関係の無い方。
- （5）犯罪歴のない方。
- （6）第3条に定める目的を理解するとともに、目的にそぐわない用途に対して護身テクニックを使用しない方。

第5条【会社の役割】

会社はメンバーに対し、クラヴマガのトレーニング、及びそれに関連するサービスを提供します。また、サービス提供に必要な諸般の運営管理業務を行います。

第6条【加入申込手続き】

- （1）会社によって提供されるクラヴマガのトレーニングの受講を希望する者は、会社の定める加入申込手続きを行い、会社の承諾を得たうえで、加入費用(入会金及び諸費用)を支払うものとします。
- （2）メンバーは、前項の加入申込手続時に、会社が指定するスポーツ保険（以下、本件保険という）に加入するものとします。

第7条【入会金】

入会金は会社が別に定める金額とします。

第8条【月額費用等】

メンバーは会社が別に定める金額の月額費用、保険費用を支払うものとします。

第9条【月額費用の変更】

会社は諸般の事情等により月額費用を変更することができます。

第10条【月額費用等の返還】

一旦納入された入会金及び月額費用はいかなる場合においても返還されることはありません。

第11条【譲渡】

メンバーの資格（以下、メンバーシップという）は、これを他に譲渡できないものとします。

第12条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

第13条【退会】

メンバーが、本約款に定める契約の解約を希望する場合は、会社が定める手続きを経て退会するものとします。
また、メンバーが月額費用等を3ヶ月以上滞納した場合、会社は催告なしに退会扱いにできるものとします。その場合でも滞納分については全額会社に支払うものとします。

第14条【再加入】

退会したメンバーも、第6条に定めに沿って再度入会することができるものとします。この場合は入会金の代わりに再加入費用を支払うものとします。

第15条【メンバーシップの除名】

メンバーが次の各号の1つに該当した場合、会社はそのメンバーを、メンバーシップから除名とすることができるものとします。なお、メンバーシップを除名された場合、将来にわたってメンバーシップの復帰は認められません。

- （1）会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した場合
- （2）第6条1項の加入申込に際して虚偽の申告をした場合
- （3）本約款、別途定める細則、その他会社が定めた事項に違反した場合
- （4）会社の施設・設備等を故意に破壊した場合
- （5）月額費用等、会社に対する債務の支払いを3ヶ月以上滞納し、会社からの催告に応じない場合
- （6）その他会社がトレーニング提供業務の運営上、ふさわしくないと判断する行為をした場合

第16条【メンバーシップの喪失】

次の場合、メンバーはメンバーシップを喪失するものとします。

- （1）死亡
- （2）退会
- （3）除名

第17条【変更事項の届出】

メンバーは住所、連絡先（メールアドレスを含みます）およびその他申込時の提出書類に記載した事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出ることとします。会社はメンバーへの通知を、届出のあった最新の住所・連絡先へ行い、会社は以後の責を負わないものとします。

第18条【割引制度】

満23歳以下のメンバーは、U23割を受けることができますものとします。ただし、U23割は、24歳となる誕生日まで適用されます。

第19条【休業日】

会社は年末年始休業日、お盆休業日を設けるものとします。但し、会社は必要に応じて別に、休業日を設けることができるものとします。休業日を設けたことにより休講が発生したとしても、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第20条【施設等の変更】

- (1)会社は必要に応じて予告なくスタジオの所在地及び施設の変更を行うことができるものとします。
- (2)会社は合理的理由が認められる場合には、予告なくトレーニングの日程を変更することができるものとします。

第21条【休講】

会社は次の場合、トレーニングを休講することができるものとします。

- （1）合理的理由により、スタジオを開場できないとき
- （2）その他やむをえない事由が生じたとき

本条（1）、（2）項による事由によりトレーニングが休講された場合は、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第22条【写真等の撮影と使用权】

会社および会社の承諾を得た者（新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等を含みます）は、必要に応じてトレーニングの風景などを撮影できるものとします。また、それら写真、映像、音声などの使用权は会社または会社の承諾を得た者に専属し、会社の対外的なPR等の目的で使用されるものとして、メンバーは予め当該使用につき承諾をしているものとします。

第23条【衛生管理】

メンバーはトレーニングの参加にあたり、身につける衣服、靴は常に洗濯済みの清潔なものを着用するとともに、体臭（汗によるもの、香水等によるものいずれも含みます）等にも細心の注意を払い、清潔の維持に努めるものとします。会社は、メンバーの衛生管理について、指導スタッフや他のメンバー等からの指摘があった場合、メンバーに対して衛生管理については是正勧告ができるものとし、メンバーが勧告に応じない場合は、メンバーシップの一時停止、除名ができるものとします。

第24条【指導の禁止】

メンバーは、会社が認定するインストラクターの資格を取得しない限り、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニック等のノウハウを、営利、非営利問わず、第三者に対して提供、指導することができないものとし、これに違反した場合には会社に対し損害賠償責任を負うものとします。

第25条【類似団体・競合する団体への協力の禁止】

メンバーは会社からの書面による承諾を取得しない限り、クラヴマガの名称、またはそれに類する名称を名乗って護身術等の指導を提供する団体に対し、その理由のいかなを問わず、協力活動、または協力に類する活動を行うことはできないものとします。

第26条【損害賠償】

- （1）トレーニングに際して発生した人的・物的事故、傷病、その他の事故について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフは、その故意又は重過失によるものを除き、会社がメンバーに対し負う損害賠償の責任額は、本件保険により補償される範囲を上限とします。
- （2）盗難、紛失について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフの責めに帰すべき事由がある場合を除き、メンバーが会社に対して物品を寄託したか否かを問わず、会社はメンバーに対し一切の責任を負わないものとします。
- （3）メンバーは会社の提供するトレーニングに参加中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければなりません。
- （4）メンバーは、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニックを実際に使用する場合には、当該護身テクニックが適正に使用されない場合には第三者の身体を毀損する等の危険があることを十分に理解し、適法性が認められる範囲内でのみこれを使用すべきことを会社が厳格に指導していることを十分に理解し、決して不適切な使用をしないことを確約するものとします。

第27条【細則等】

本約款に定めのない事項並びに業務上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じ会社がこれを定めるものとします。

第28条【発行と改正】

本約款は令和4年11月1日に発行し、令和5年8月1日に改正、施行します。本約款の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全てのメンバーに及ぶものとします。

細 則（大阪なんばスタジオ）

第1条【年齢制限】

メンバーの年齢は、次の通りとします。

- (1) 年齢は、18歳以上とします。
- (2) 会社が認める場合は18歳未満でも加入できる場合がありますが、未成年者が加入申込する場合は、保護者の同意が必要となります。

第2条【入会金・月額費用】

約款第7条 入会金、約款第8条 月額費用は次の通りとします。費用には、消費税を含みます。

入会金 11,000円(2名以上での同時加入の場合は、1名あたり5,500円)

月額費用

- | | | | |
|--------------|------------|---------|-------------|
| (A) ライトコース | 月額 11,000円 | (U23割適用 | 月額 8,800円) |
| (B) レギュラーコース | 月額 13,200円 | (U23割適用 | 月額 10,560円) |
| (C) プレミアコース | 月額 16,500円 | (U23割適用 | 月額 13,200円) |

第3条【コース】

メンバーは、(A) ～ (B) のコースのいずれかを選択します。

- (A) ライトコース
月5回のクラス参加が可能なクラス。
- (B) レギュラーコース
月10回のクラス参加が可能なクラス。
- (C) プレミアコース
所属レベル以下のクラスが放題。

第4条【コースの変更】

- (1) コースの変更は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) コース変更手数料として、メンバーは1,100円を支払います。
- (3) メンバーが毎月10日までにを行ったコースの変更申込は、翌月の1日から適用されるものとします。
ただし、メンバーシップのグレードを上げる場合は即日以降の取扱が可能です。

第5条【月額費用の支払い】

- (1) 月額費用は前払いとし、支払方法は預金口座振替とします。
- (2) いかなる場合においても、支払われた月額費用を返還することは致しません。
- (3) 月額費用の支払いが連続して3ヶ月にわたってできなかった場合は、約款第13条に従って退会扱いとなります。
- (4) 退会時点で月額費用等の滞納分がある場合、これを速やかに支払うものとします。
- (5) 滞納分の支払について、会社からの催告に応じない場合は、約款第15条に従ってメンバーシップを除名し、再び加入することは出来ません。

第6条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

- (1) メンバーが毎月10日までにを行った一時休止の申込は、翌月の1日からできるものとします。
- (2) 一時休止が適用されている期間は、維持・管理、各種事務連絡費用として 月額1,100円を支払うものとします。
費用には消費税を含みます。
- (3) メンバーがメンバーシップの一時休止の解除を希望する場合、申込当月から適用されるものとします。
- (4) お手続きはメールまたは電話で申し出、郵送される書類に必要事項を記入し返送、および電子申請にて手続きするものとします。

第7条【退会手続き】

- (1) 約款第13条に定める退会は、所定の用紙によって申し出るものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った解約の申し出は、翌月の1日から適用されます。
- (3) お手続きはメールまたは電話で申し出、郵送される書類に必要事項を記入し返送、および電子申請にて手続きするものとします。

第8条【改正】

本細則は、令和5年8月1日に発行、施行します。本細則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。

クラヴマガ・ジャパン 約款（KM-X）

第1条【本約款の定義】

本約款はクラヴマガ・ジャパン株式会社（以下、会社という）と会社の提供するクラヴマガのトレーニングの受講者（以下、メンバーという）との間で締結される契約関係について定めるものです。

第2条【所在地と施設】

会社はメンバーにクラヴマガのトレーニングを提供する場所は、渋谷スタジオ（以下、スタジオという）とし、所在地は東京都渋谷区神谷町11-15 神山フォレスト2Fとします。

第3条【目的】

会社はメンバーに対し、メンバーの護身テクニックの取得ならびに心身の健康増進、メンバー相互の親睦を図るとともに、安全で明るい社会づくりに寄与することを目的として、クラヴマガのトレーニングを提供します。

第4条【資格】

- メンバーは次の各号に該当する方とします。
- （1）日本在住の小学生の方(6歳～12歳)。
 - （2）心身ともに健康に異常が無い方。伝染病に感染していない方。
 - （3）暴力団等の反社会的組織に関連、関係の無い方。
 - （4）犯罪歴のない方。
 - （5）第3条に定める目的を理解するとともに、目的にそぐわない用途に対して護身テクニックを使用しない方。

第5条【会社の役割】

会社はメンバーに対し、クラヴマガのトレーニング、及びそれに関連するサービスを提供します。また、サービス提供に必要な諸般の運営管理業務を行います。

第6条【加入申込手続き】

- （1）会社によって提供されるクラヴマガのトレーニングの受講を希望する者は、会社の定める加入申込手続きを行い、会社の承諾を得たうえで、加入費用(入会金及び諸費用)を支払うものとします。
- （2）メンバーは、前項の加入申込手続き時に、会社が指定するスポーツ保険（以下、本件保険という）に加入するものとします。

第7条【入会金】

入会金は会社が別に定める金額とします。

第8条【月額費用等】

メンバーは会社が別に定める金額の月額費用、保険費用を支払うものとします。

第9条【月額費用の変更】

会社は諸般の事情等により月額費用を変更することができます。

第10条【月額費用等の返還】

一旦納入された入会金及び月額費用はいかなる場合においても返還されることはありません。

第11条【譲渡】

メンバーの資格（以下、メンバーシップという）は、これを他に譲渡できないものとします。

第12条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

第13条【退会】

メンバーが、本約款に定める契約の解約を希望する場合は、会社が定める手続きを経て退会するものとします。また、メンバーが月額費用等を3ヶ月以上滞納した場合、会社は催告なしに退会扱いにできるものとします。その場合でも滞納分については全額会社に支払うものとします。

第14条【再加入】

退会したメンバーも、第6条に定めに沿って再度入会することができるものとします。この場合は入会金の代わりに再加入費用を支払うものとします。

第15条【メンバーシップの除名】

- メンバーが次の各号の1つに該当した場合、会社はそのメンバーを、メンバーシップから除名とすることができるものとします。なお、メンバーシップを除名された場合、将来にわたってメンバーシップの復帰は認められません。
- （1）会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した場合
 - （2）第6条1項の加入申込に際して虚偽の申告をした場合
 - （3）本約款、別途定める細則、その他会社が定めた事項に違反した場合
 - （4）会社の施設・設備等を故意に破壊した場合
 - （5）月額費用等、会社に対する債務の支払いを3ヶ月以上滞納し、会社からの催告に応じない場合
 - （6）その他会社がトレーニング提供業務の運営上、ふさわしくないと判断した行為をした場合

第16条【メンバーシップの喪失】

次の場合、メンバーはメンバーシップを喪失するものとします。

- （1）死亡
- （2）退会
- （3）除名

第17条【変更事項の届出】

メンバーは住所、連絡先（メールアドレスを含みます）およびその他申込時の提出書類に記載した事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出ることとします。会社はメンバーへの通知を、届出のあった最新の住所・連絡先へ行い、会社は以後の責を負わないものとします。

第18条【休業日】

会社は年末年始休業日、夏期休業日を設けるものとします。但し、会社は必要に応じて別に、休業日を設けることができるものとします。休業日を設けたことにより休講が発生したとしても、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第19条【施設等の変更】

- （1）会社は必要に応じて予告なくスタジオの所在地及び施設の変更を行うことができるものとします。
- （2）会社は合理的理由が認められる場合には、予告なくトレーニングの日程を変更することができるものとします。

第20条【休講】

会社は次の場合、トレーニングを休講することができるものとします。

- （1）合理的理由により、スタジオを開講できないとき
- （2）その他やむをえない事由が生じたとき

本条（1）、（2）項による事由によりトレーニングが休講された場合は、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第21条【写真等の撮影と使用権】

会社および会社の承諾を得た者（新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等を含みます）は、必要に応じてトレーニングの風景などを撮影できるものとします。また、それら写真、映像、音声などの使用権は会社または会社の承諾を得た者に専属し、会社の対外的なPR等の目的で使用されるものとして、メンバーは予め当該使用につき承諾をしているものとします。

第22条【衛生管理】

メンバーはトレーニングの参加にあたり、身につける衣服、靴は常に洗濯済みの清潔なものを着用するとともに、体臭（汗によるもの、香水等によるものいずれも含みます）等にも細心の注意を払い、清潔の維持に努めるものとします。会社は、メンバーの衛生管理について、指導スタッフや他のメンバー等からの指摘があった場合、メンバーに対して衛生管理についての是正勧告ができるものとし、メンバーが勧告に応じない場合は、メンバーシップの一時停止、除名ができるものとします。

第23条【指導の禁止】

メンバーは、会社が認定するインストラクターの資格を取得しない限り、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニック等のノウハウを、営利、非営利問わず、第三者に対して提供、指導することができないものとし、これに違反した場合には会社に対し損害賠償責任を負うものとします。

第24条【類似団体・競合する団体への協力の禁止】

メンバーは会社からの書面による承諾を取得しない限り、クラヴマガの名称、またはそれに類する名称を名乗って護身術等の指導を提供する団体に対し、その理由のいかんを問わず、協力活動、または協力に類する活動を行うことはできないものとします。

第25条【損害賠償】

- （1）トレーニングに際して発生した人的・物的事故、傷病、その他の事故について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフは、その故意又は重過失によるものを除き、会社がメンバーに対し負う損害賠償の責任額は、本件保険により補償される範囲を上限とします。
- （2）盗難、紛失について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフの責めに帰すべき事由がある場合を除き、メンバーが会社に対して物品を寄託したか否かを問わず、会社はメンバーに対し一切の責任を負わないものとします。
- （3）メンバーは会社の提供するトレーニングに参加中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければなりません。
- （4）メンバーは、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニックを実際に使用する場合には、当該護身テクニックが適正に使用されない場合には第三者の身体を毀損する等の危険があることを十分に理解し、適法性が認められる範囲内でのみこれを使用すべきことを会社が厳格に指導していることを十分に理解し、決して不適切な使用をしないことを確約するものとします。

第26条【細則等】

本約款に定めのない事項並びに業務上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じ会社がこれを定めるものとします。

第27条【発行と改正】

本約款は平成17年4月1日に発行し、平成18年3月1日及び平成27年3月12日、令和3年9月1日、令和4年6月1日に改正、施行します。本約款の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全てのメンバーに及ぶものとします。

細 則（KM-X）

第1条【年齢制限】

メンバーの年齢は、次の通りとします。

- (1) 年齢は、6歳～12歳の小学生とします。
- (2) 加入申込する場合は、保護者の同意が必要となります。

第2条【入会金・月額費用】

クラヴマガ・ジャパン KM-X約款第7条（以下、約款という）に定める入会金、約款第8条に定める月額費用は次の通りとします。

費用には、消費税を含みます。

入会金 11,000円(2名以上での同時加入の場合は、1名あたり5,500円)
再加入費用 6,600円

月額費用

- | | |
|-----------------|-----------|
| (A) KM-Xライト会員 | 月額6,600円 |
| (B) KM-Xレギュラー会員 | 月額11,000円 |

第3条【コース】

メンバーは、(A)、(B)のコースいずれかを選択します。

- (A) KM-Xライト会員
1カ月に5回、KM-Xクラスに出席できるコース。出席枠は毎月1日に発生し、翌月末迄有効。
- (B) KM-Xレギュラー会員
1カ月に10回、KM-Xクラスに出席できるコース。出席枠は毎月1日に発生し、翌月末迄有効。

第4条【コースの変更】

- (1) コースの変更は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) コース変更手数料として、メンバーは1,100円を支払います。ただし、グレードを上げる場合は、変更手数料を免除とします。
- (3) メンバーが毎月10日までにを行ったコースの変更申込は、翌月の1日から適用されるものとします。ただし、メンバーシップのグレードを上げる場合は即日、および希望日での取扱が可能です。

第5条【月額費用の支払い】

- (1) 月額費用は前払いとし、支払方法は預金口座振替とします。
- (2) いかなる場合においても、支払われた月額費用を返還することは致しません。
- (3) 月額費用の支払いが連続して3ヶ月にわたってできなかった場合は、約款第13条に従って退会扱いとなります。
- (4) 退会時点で月額費用等の滞納分がある場合、これを速やかに支払うものとします。
- (5) 滞納分の支払について、会社からの催告に応じない場合は、約款第15条に従ってメンバーシップを除名し、再び加入することは出来ません。

第6条【メンバーシップの一時休止】

- (1) 約款第12条に定めるメンバーシップの一時休止は、所定の用紙によって申し出るものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った一時休止の申込は、翌月の1日からできるものとします。
- (3) 休止変更手数料として、メンバーは申込時1,100円を支払うものとします。
- (4) 一時休止が適用されている期間は、維持・管理、各種事務連絡費用として 月額1,100円を支払うものとします。費用には消費税を含みます。
- (5) メンバーがメンバーシップの一時休止の解除を希望する場合、申込当月から適用されます。
- (6) 手続きはメールや電話では受付できません。必ず市ヶ谷トレーニングセンターか事務局へ所定の用紙の提出、および電子申請にて手続きするものとします。

第7条【退会手続き】

- (1) 約款第13条に定める退会は、所定の用紙によって申し出るものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った解約の申し出は、翌月の1日から適用されるものとします。
- (3) 手続きはメールや電話では受付できません。必ず市ヶ谷トレーニングセンターか事務局へ所定の用紙の提出、および電子申請にて手続きするものとします。

第8条【改正】

本細則は、令和5年8月1日に改正、施行します。本細則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。

クラヴマガ・ジャパン 約款 (Youth)

第1条【本約款の定義】

本約款はクラヴマガ・ジャパン株式会社（以下、会社という）と会社の提供するクラヴマガのトレーニングの受講者（以下、メンバーという）との間で締結される契約関係について定めるものです。

第2条【所在地と施設】

会社がメンバーにクラヴマガのトレーニングを提供する場所は、市ヶ谷トレーニングセンター、渋谷スタジオ（以下、スタジオという）とし、所在地は東京都千代田区九段南4-3-13麹町秀永ビル81F、東京都渋谷区神山町11-15神山フォレスト2Fとします。

第3条【目的】

会社はメンバーに対し、メンバーの護身テクニックの取得ならびに心身の健康増進、メンバー相互の親睦を図るとともに、安全で明るい社会づくりに寄与することを目的として、クラヴマガのトレーニングを提供します。

第4条【資格】

- メンバーは次の各号に該当する方とします。
- （1）日本在住の中学生・高校生及び、それに準ずる年齢の方(12歳～18歳)。
 - （2）心身ともに健康に異常が無い方。伝染病に感染していない方。
 - （3）暴力団等の反社会的組織に関連、関係の無い方。
 - （4）犯罪歴のない方。
 - （5）第3条に定める目的を理解するとともに、目的にそぐわない用途に対して護身テクニックを使用しない方。

第5条【会社の役割】

会社はメンバーに対し、クラヴマガのトレーニング、及びそれに関連するサービスを提供します。また、サービス提供に必要な諸般の運営管理業務を行います。

第6条【加入申込手続き】

- （1）会社によって提供されるクラヴマガのトレーニングの受講を希望する者は、会社の定める加入申込手続きを行い、会社の承諾を得たうえで、加入費用(入会金及び諸費用)を支払うものとします。
- （2）メンバーは、前項の加入申込手続時に、会社が指定するスポーツ保険（以下、本件保険という）に加入するものとします。

第7条【入会金】

入会金は会社が別に定める金額とします。

第8条【月額費用等】

メンバーは会社が別に定める金額の月額費用、保険費用を支払うものとします。

第9条【月額費用の変更】

会社は諸般の事情等により月額費用を変更することができます。

第10条【月額費用等の返還】

一旦納入された入会金及び月額費用はいかなる場合においても返還されることはありません。

第11条【譲渡】

メンバーの資格（以下、メンバーシップという）は、これを他に譲渡できないものとします。

第12条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

第13条【退会】

メンバーが、本約款に定める契約の解約を希望する場合は、会社が定める手続きを経て退会するものとします。また、メンバーが月額費用等を3ヶ月以上滞納した場合、会社は催告なしに退会扱いにできるものとします。その場合でも滞納分については全額会社に支払うものとします。

第14条【再加入】

退会したメンバーも、第6条に定めに沿って再度入会することができるものとします。この場合は入会金の代わりに再加入費用を支払うものとします。

第15条【メンバーシップの除名】

メンバーが次の各号の1つに該当した場合、会社はそのメンバーを、メンバーシップから除名とすることができるものとします。なお、メンバーシップを除名された場合、将来にわたってメンバーシップの復帰は認められません。

- （1）会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した場合
- （2）第6条1項の加入申込に際して虚偽の申告をした場合
- （3）本約款、別途定める細則、その他会社が定めた事項に違反した場合
- （4）会社の施設・設備等を故意に破壊した場合
- （5）月額費用等、会社に対する債務の支払いを3ヶ月以上滞納し、会社からの催告に応じない場合
- （6）その他会社がトレーニング提供業務の運営上、ふさわしくないと判断する行為をした場合

第16条【メンバーシップの喪失】

次の場合、メンバーはメンバーシップを喪失するものとします。

- （1）死亡
- （2）退会
- （3）除名

第17条【変更事項の届出】

メンバーは住所、連絡先（メールアドレスを含みます）およびその他申込時の提出書類に記載した事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出ることとします。会社はメンバーへの通知を、届出のあった最新の住所・連絡先へ行い、会社は以後の責を負わないものとします。

第18条【休業日】

会社は年末年始休業日、夏期休業日を設けるものとします。但し、会社は必要に応じて別に、休業日を設けることができるものとします。休業日を設けたことにより休講が発生したとしても、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第19条【施設等の変更】

- （1）会社は必要に応じて予告なくスタジオの所在地及び施設の変更を行うことができるものとします。
- （2）会社は合理的理由が認められる場合には、予告なくトレーニングの日程を変更することができるものとします。

第20条【休講】

会社は次の場合、トレーニングを休講することができるものとします。

- （1）合理的理由により、スタジオを開場できないとき
- （2）その他やむをえない事由が生じたとき

本条（1）、（2）項による事由によりトレーニングが休講された場合は、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第21条【写真等の撮影と著作権】

会社および会社の承諾を得た者（新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等を含みます）は、必要に応じてトレーニングの風景などを撮影できるものとします。また、それら写真、映像、音声などの著作権は会社または会社の承諾を得た者に専属し、会社の対外的なPR等の目的で使用され得るものとして、メンバーは予め当該使用につき承諾をしているものとします。

第22条【衛生管理】

メンバーはトレーニングの参加にあたり、身につける衣服、靴は常に洗濯済みの清潔なものを着用するとともに、体臭（汗によるもの、香水等によるものいずれも含みます）等にも細心の注意を払い、清潔の維持に努めるものとします。会社は、メンバーの衛生管理について、指導スタッフや他のメンバー等からの指摘があった場合、メンバーに対して衛生管理についての是正勧告ができるものとし、メンバーが勧告に応じない場合は、メンバーシップの一時停止、除名ができるものとします。

第23条【指導の禁止】

メンバーは、会社が認定するインストラクターの資格を取得しない限り、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニック等のノウハウを、営利、非営利問わず、第三者に対して提供、指導することができないものとし、これに違反した場合には会社に対し損害賠償責任を負うものとします。

第24条【類似団体・競合する団体への協力の禁止】

メンバーは会社からの書面による承諾を取得しない限り、クラヴマガの名称、またはそれに類する名称を名乗って護身術等の指導を提供する団体に対し、その理由のいかんを問わず、協力活動、または協力に類する活動を行うことはできないものとします。

第25条【損害賠償】

- （1）トレーニングに際して発生した人的・物的事故、傷病、その他の事故について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフは、その故意又は重過失によるものを除き、会社がメンバーに対し負う損害賠償の責任額は、本件保険により補償される範囲を上限とします。
- （2）盗難、紛失について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフの責めに帰すべき事由がある場合を除き、メンバーが会社に対して物品を寄託したか否かを問わず、会社はメンバーに対し一切の責任を負わないものとします。
- （3）メンバーは会社の提供するトレーニングに参加中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければなりません。
- （4）メンバーは、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニックを実際に使用する場合には、当該護身テクニックが適正に使用されない場合には第三者の身体を毀損する等の危険があることを十分に理解し、適法性が認められる範囲内でのみこれを使用すべきことを会社が厳格に指導していることを十分に理解し、決して不適切な使用をしないことを確約するものとします。

第26条【細則等】

本約款に定めのない事項並びに業務上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じ会社がこれを定めるものとします。

第27条【発行と改正】

本約款は平成17年4月1日に発行し、平成18年3月1日及び平成27年3月12日、令和3年9月1日、令和4年4月1日に改正、施行します。本約款の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全てのメンバーに及ぶものとします。

細 則 (Youth)

第1条【年齢制限】

メンバーの年齢は、次の通りとします。

- (1) 年齢は、12歳～18歳の中学生・高校生及び、それに準ずる年齢の方
- (2) 加入申込する場合は、保護者の同意が必要となります。

第2条【入会金・月額費用】

クラヴマガ・ジャパン約款（市ヶ谷・渋谷スタジオ）第7条（以下、約款という）に定める入会金、約款第8条に定める月額費用は次の通りとします。費用には、消費税を含みます。

入会金 11,000円(2名以上での同時加入の場合は、1名あたり5,500円)

月額費用

- | | |
|------------------|-----------|
| (A) Youthライト会員 | 月額8,800円 |
| (B) Youthレギュラー会員 | 月額11,550円 |
| (C) Youthプレミアム会員 | 月額14,520円 |

第3条【コース】

メンバーは、(A)、(B)、(C)のいずれかのコースを選択します。

(A) Youthライト会員

1カ月に5回、市ヶ谷、渋谷スタジオでトレーニングに参加できるコース。Youthクラス、およびメンバー本人の希望があり、インストラクターが許可した場合は、同一レベル（または下位レベル）のトレーニングであれば参加が可能。
出席枠は毎月1日に発生し、翌月末迄有効。

(B) Youthレギュラー会員

1カ月に10回、市ヶ谷、渋谷スタジオでトレーニングに参加できるコース。Youthクラス、およびメンバー本人の希望があり、インストラクターが許可した場合は、同一レベル（または下位レベル）のトレーニングであれば参加が可能。
出席枠は毎月1日に発生し、翌月末迄有効。

(C) Youthプレミアム会員

1カ月に制限なく、市ヶ谷、渋谷スタジオでトレーニングに参加できるコース。Youthクラス、およびメンバー本人の希望があり、インストラクターが許可した場合は、同一レベル（または下位レベル）のトレーニングであれば参加が可能。

第4条【月額費用の支払い】

- (1) 月額費用は前払いとし、支払方法は預金口座振替とします。
- (2) いかなる場合においても、支払われた月額費用を返還することは致しません。
- (3) 月額費用の支払いが連続して3ヶ月にわたってできなかった場合は、約款第13条に従って退会扱いとなります。
- (4) 退会時点で月額費用等の滞納分がある場合、これを速やかに支払うものとします。
- (5) 滞納分の支払について、会社からの催告に応じない場合は、約款第14条に従ってメンバーシップを除名し、再び加入することは出来ません。

第5条【メンバーシップの一時休止】

- (1) 約款第12条に定めるメンバーシップの一時休止は、所定の用紙によって申し出るものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った一時休止の申込は、翌月の1日からできるものとします。
- (3) 休止変更手数として、メンバーは申込時1,100円を支払うものとします。
- (4) 一時休止が適用されている期間は、維持・管理、各種事務連絡費用として 月額1,100円を支払うものとします。
費用には消費税を含みます。
- (5) メンバーがメンバーシップの一時休止の解除を希望する場合、申込当月から適用されます。
- (6) 手続きはメールや電話では受付できません。必ず市ヶ谷トレーニングセンターか事務局へ所定の用紙の提出、および電子申請にて手続きするものとします。

第6条【退会手続き】

- (1) 約款第13条に定める退会は、所定の用紙によって申し出るものとします。
- (2) メンバーが毎月10日までにを行った解約の申し出は、翌月の1日から適用されるものとします。
- (3) 手続きはメールや電話では受付できません。必ず市ヶ谷トレーニングセンターか事務局へ所定の用紙の提出、および電子申請にて手続きするものとします。

第7条【改正】

本細則は、令和6年2月1日に改正、施行します。本細則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。

クラヴマガ・ジャパン 約款（大阪NASスタジオ）

第1条【本約款の定義】

本約款はクラヴマガ・ジャパン株式会社（以下、会社という）と会社の提供するクラヴマガのトレーニングの受講者（以下、メンバーという）との間で締結される契約関係について定めるものです。

第2条【所在地と施設】

会社がメンバーにクラヴマガのトレーニングを提供する場所は、大阪ドームシティスタジオ（以下、スタジオという）とし、所在地は大阪府大阪市西区九条南1ー12ー33 フォレオ大阪ドームシティ3F スポーツクラブNAS 大阪ドームシティ店内 とします。

第3条【目的】

会社はメンバーに対し、メンバーの護身テクニックの取得ならびに心身の健康増進、メンバー相互の親睦を図るとともに、安全で明るい社会づくりに寄与することを目的として、クラヴマガのトレーニングを提供します。

第4条【資格】

メンバーは次の各号に該当する方とします。

- （1）日本在住の方。
- （2）心身ともに健康に異常が無い方。伝染病に感染していない方。
- （3）妊娠されていない方。
- （4）暴力団等の反社会的組織に関連、関係の無い方。
- （5）犯罪歴のない方。
- （6）第3条に定める目的を理解するとともに、目的にそぐわない用途に対して護身テクニックを使用しない方。

第5条【会社の役割】

会社はメンバーに対し、クラヴマガのトレーニング、及びそれに関連するサービスを提供します。また、サービス提供に必要な諸般の運営管理業務を行います。

第6条【加入申込手続き】

- （1）会社によって提供されるクラヴマガのトレーニングの受講を希望する者は、会社の定める加入申込手続きを行い、会社の承諾を得たうえで、加入費用を支払うものとします。
- （2）メンバーは、前項の加入手続き時に、会社が指定するスポーツ保険(以下、本件保険という)に加入するものとします。

第7条【入会金】

入会金は会社が別に定める金額とします。

第8条【月額費用等】

メンバーは会社が別に定める金額の月額費用、保険費用を支払うものとします。

第9条【月額費用の変更】

会社は諸般の事情等により月額費用を変更することができます。

第10条【月額費用の返還】

一旦納入された加入費用及び月額費用はいかなる場合においても返還されることはありません。

第11条【譲渡】

メンバーの資格（以下、メンバーシップという）は、これを他に譲渡できないものとします。

第12条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

第13条【退会】

メンバーが、本約款に定める契約の解約を希望する場合は、会社が定める手続きを経るものとします。

第14条【再加入】

退会したメンバーも、第6条の定めに沿って再度入会することができるものとします。この場合は入会金の代わりに再加入費用を支払うものとします。

第15条【メンバーシップの一時停止・除名】

メンバーが次の各号の1つに該当した場合、会社はそのメンバーを、メンバーシップの一時停止または除名とすることができるものとします。

- （1）会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した場合
- （2）申込に際して虚偽の申告をした場合
- （3）本約款、クラヴマガ・ジャパン会則、その他会社が定めた事項に違反した場合
- （4）会社の施設・設備等を故意に破壊した場合
- （5）月額費用等、会社に対する債務の支払いを1回でも滞納し、会社からの期限を定めた催告にも拘らずこれに応じない場合
- （6）その他会社がトレーニング提供業務の運営上、ふさわしくないと判断した行為をした場合

第16条【メンバーシップの喪失】

次の場合、メンバーはメンバーシップを喪失するものとします。

- （1）死亡
- （2）退会
- （3）除名

第17条【変更事項の届出】

メンバーは住所、連絡先（メールアドレスを含みます）およびその他申込時の提出書類に記載した事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出ることとします。会社はメンバーへの通知を、届出のあった最新の住所・連絡先へ行い、会社は以後の責を負わないものとします。

第18条【休業日】

会社は年末年始休業日、夏期休業日を設けるものとします。但し、会社は必要に応じて別に、休業日を設けることができるものとします。

第19条【施設等の変更】

- （1）会社は必要に応じて予告なくスタジオの所在地及び施設の変更を行うことができるものとします。
- （2）会社は合理的理由が認められる場合には、予告なくトレーニングの日程を変更することができるものとします。

第20条【休講】

会社は次の場合、トレーニングを休講することができるものとします。

- （1）合理的理由により、スタジオを開場できないとき
- （2）その他やむをえない事由が生じたとき

本条（1）、（2）項による事由によりトレーニングが休講された場合は、メンバーの月額費用支払い義務の縮減や免除等がされることはありません。

第21条【写真等の撮影と使用权】

会社および会社の承諾を得た者（新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア等を含みます）は、必要に応じてトレーニングの風景などを撮影できるものとします。また、それら写真、映像、音声などの使用权は会社または会社の承諾を得た者に専属し、会社の対外的なPR等の目的で使用され得るものとして、メンバーは予め当該使用につき承諾をしているものとします。

第22条【衛生管理】

メンバーはトレーニングの参加にあたり、身につける衣服、靴は常に洗濯済みの清潔なものを着用するとともに、体臭（汗によるもの、香水等によるものいずれも含みます）等にも細心の注意を払い、清潔の維持に努めるものとします。会社は、メンバーの衛生管理について、指導スタッフや他のメンバー等からの指摘があった場合、メンバーに対して衛生管理についての是正勧告ができるものとし、メンバーが勧告に応じない場合は、メンバーシップの一時停止、除名ができるものとします。

第23条【指導の禁止】

メンバーは、会社が認定するインストラクターの資格を取得しない限り、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニック等のノウハウを、営利、非営利問わず、第三者に対して提供、指導することができないものとし、これに違反した場合には会社に対し損害賠償をするものとします。

第24条【類似団体・競合する団体への協力の禁止】

メンバーは会社からの書面による承諾を取得しない限り、クラヴマガの名称、またはそれに類する名称を名乗って護身術等の指導を提供する団体に対し、その理由のいかんを問わず、協力活動、または協りに類する活動を行うことはできないものとします。

第25条【損害賠償】

- （1）トレーニングに際して発生した人的・物的事故、盗難、紛失、傷病、その他の事故について、会社、並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフは、その故意によるものを除いては、メンバーに対し一切の責任を負わないものとします。
- （2）メンバーは会社の提供するトレーニングに参加中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければなりません。
- （3）メンバーは、会社の提供するトレーニングを通じて得た護身テクニックを実際に使用する場合には、当該護身テクニックが適正に使用されない場合には第三者の身体を毀損する等の危険があることを十分に理解し、適法性が認められる範囲内でのみこれを使用すべきことを会社が厳格に指導していることを十分に理解し、決して不適切な使用を行わず、万一メンバーがこれを使用したことにより第三者に損害を与えた場合には、一切を自らの費用負担と責任において解決し、会社並びに会社の代表者、役員、使用人、その他のスタッフに一切の費用負担及び迷惑を及ぼさないことを確約するものとします。

第26条【細則等】

本約款に定めのない事項並びに業務上必要な事項は、細則、メンバーズハンドブック等によるほか、必要に応じ会社がこれを定めるものとします。

第27条【発行と改正】

本約款は平成18年3月1日に発行し、令和6年2月1日に改正、施行します。本約款の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は全てのメンバーに及ぶものとします。

細 則（大阪NASスタジオ）

第1条【年齢制限】

メンバーの年齢は、次の通りとします。

- (1) 年齢は、18歳以上とします。
- (2) 未成年者が加入申込する場合は、保護者の同意が必要となります。

第2条【加入費用・月額費用】

約款第8条 加入費用、約款第9条 月額費用は次の通りとします。費用には、消費税を含みます。

加入費用 11,000円(2名以上での同時加入の場合は、1名あたり5,500円)

月額費用

- (A) 週1コース 月額8,800円

第3条【コース】

メンバーは、(A) コースを選択します。

- (A) 週1コース

1週間に1回、トレーニングに参加できるコース。同一レベル（または下位レベル）のトレーニングであれば他の曜日、時間に振替参加が可能。（スタジオ拡大と共に内容・費用が変更されることがありますことご了承ください。）

第4条【コースの変更】

- (1) コースの変更は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) メンバーが毎月20日までにを行ったコースの変更申込は、翌月の1日から適用されるものとします。

第5条【月額費用の支払い】

- (1) 月額費用はNAS大阪ドームシティの規則に準じます。
- (2) いかなる場合においても、支払われた月額費用を返還することは致しません。
- (3) 月額費用の支払いが連続して2ヶ月にわたってできなかった場合は、約款第15条に従ってメンバーシップの一時停止、除名となります。

第6条【メンバーシップの一時休止】

メンバーがやむをえない事由によりトレーニングの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、メンバーシップを一時休止することができます。

- (1) メンバーが毎月20日までにを行った一時休止の申込は、翌月の1日からできるものとします。
- (2) 一時休止が適用されている期間は、維持・管理、各種事務連絡費用として 月額1,100円を支払うものとします。費用には消費税を含みます。
- (3) メンバーがメンバーシップの一時休止の解除を希望する場合、毎月20日までにを行った一時休止の解除の申込は、翌月の1日から適用されるものとします。
- (4) 一時休止期間中はいかなる場合であっても、クラスに参加できません。（前月に未参加のクラスが存在する場合も含む）
- (5) 手続きはメールや電話ではできません。必ずNAS大阪ドームシティへ所定の用紙の提出を行うものとします。

第7条【退会手続き】

- (1) 約款第13条に定める退会は、所定の手続きを経て行われるものとします。
- (2) メンバーが毎月20日までにを行った解約の申し出は、翌月の1日から適用されるものとします。
- (3) 手続きはメールや電話ではできません。必ずNAS大阪ドームシティへ所定の用紙の提出を行うものとします。

第8条【改正】

本細則は、令和6年2月1日に改正、施行します。本細則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべてのメンバーに及ぶものとします。